

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集いたします!

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。
今回、平成25年度の合併処理浄化槽設置補助金について追加募集をいたします。

◎補助金の額(募集基数)

5人槽(2基)：664,000円基
7人槽(1基)：702,000円基
10人槽(1基)：752,000円基
(注)①140㎡(約42.35坪)以下は5人槽、②140㎡を超える場合は7人槽、③台所および浴室が二か所以上ある場合(二世帯住宅等)は10人槽

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用の一部(限度額90,000円)を補助します。

◎受付期間

平成25年7月11日(木)～8月9日(金) 午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日を除く)

◎浄化槽は正しく管理しましょう
・浄化槽が正常に機能するように、保守点検を年3～4回行いましょう。
・浄化槽を設置した方は、法定検査を受けましょう。
・検査機関は(公財)茨城県水質保全協会です。
検査の申込は、保守点検業者または清掃業者を通して行えます。

◎申込みできる方

公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、平成26年2月末までに専用住宅(小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること)へ高度処理型合併処理浄化槽(N型)の設置補助事業が完了できる方。ただし次の①～④いずれかに該当する場合に補助対象となります。
①法律に基づく設置の届出をしない
②販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
③住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
④町税を滞納している場合
⑤個人住宅を新築または、増改築する場合

◎申込み方法

印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口(9番)へ直接お申込みください。また、申込みの際に、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、あらかじめお調べください。
※応募者多数の場合は、抽選となりますので、補助を受けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

下水道課 ☎(240)7127

健康増進課から料理教室のご案内です!

男の料理教室

茨城町食生活改善推進員が講師となって、調理の基本と簡単でおいしい健康食づくりをテーマに料理教室を開きます。

料理の経験がある方もない方もお気軽にご参加ください。

日時：平成25年8月27日(火)
午前9時30分～正午
(9時15分から受付)

場所：ゆうゆう館内保健センター
栄養指導室

参加費：200円(材料費)

対象：40歳以上の男性(定員20名)

持参品：エプロン、三角巾、米1合

申込方法：8月16日(金)までに、健康増進課または食生活改善推進員にお申込みください。

健康長寿のための料理教室

「元気で長生き」をするためには、好き嫌いなく食べること。一度、毎日のお食事に視点を向けてみませんか。

男女問わず、料理の経験がある方もない方も、お気軽にご参加ください。

日時：平成25年8月29日(木)
午前9時30分～正午
(9時15分から受付)

場所：ゆうゆう館内保健センター
栄養指導室

参加費：200円(材料費)

対象：65歳以上の方(定員20名)

持参品：エプロン、三角巾、米1合

申込方法：8月16日(金)までに、健康増進課にお申込みください。

【問合せ・申込み先】健康増進課 ☎240-7134

平成25年度排水設備主任技術者試験・事前講習会の実施について

茨城県下水道協会による平成25年度排水設備主任技術者試験及び講習会が行われます。

受験に関する資格、申込み等に関する詳しい内容につきましては、都市建設部下水道課までお問合せください。

試験日時：平成25年10月22日(火)

講習会：平成25年9月19日(木)

会場：水戸プラザホテル(両日とも)

申込期限：平成25年8月19日(月) 必着

【申込み・問合せ先】

下水道課公共下水道グループ ☎240-7127

**家屋(住宅や倉庫など)を取り壊したときは、
「課税まで」連絡ください**

住宅や倉庫などの家屋を取り壊した場合、家屋課税台帳を抹消しないと、今後も課税されることとなりますので、取り壊した際には必ずご連絡をお願いします。

なお、住宅(居宅)が建っている土地(住宅用地)は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、土地に対する固定資産税が減額されています。そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れることになり、固定資産税が増額となる場合があります。※固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。そのため、家屋を取り壊した翌年度からその家屋は課税されなくなります。取り壊しを行った年度については、そのままの課税となりますのでご了承ください。

○家屋を新築されたときは...
新築・増築された家屋(住宅や物置、車庫など)は、固定資産税が課税されます。課税課では、その税額の基礎となる評価額を算出するために、家屋調査を行っています。

○家屋調査を行う場合には、家屋の完成後所有者からの申告(連絡)もしくは、訪問や電話連絡により調査日時を調整させていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

【問合せ先】
税務課 ☎(240)7114



水戸市新ごみ処理施設整備事業 環境影響評価準備書の縦覧・住民説明会について

水戸市が計画している新ごみ処理施設整備事業について、茨城県環境影響評価条例(※1)の規定に基づき、環境影響評価準備書(※2)の縦覧を行うとともに、住民説明会を開催します。この準備書について環境保全の見地から意見のある方は意見書を提出することができます。

◇縦覧について

期 日：8月5日(月)～9月4日(水)
午前8時30分～午後5時(土日除く)
場 所：茨城町みどり環境課(2番窓口)、
水戸市ごみ対策課、
茨城県行政情報センター

◇住民説明会について

期 日：8月23日(金) 午後7時～
場 所：茨城町広浦小学校 体育館

◇意見書の提出先について

8月5日(月)から9月18日(水)までに、直接または郵送で水戸市役所ごみ対策課(〒310-8610 水戸市中央1-4-1)まで。意見書の様式は縦覧場所に用意してあります。
【問合せ先】水戸市役所ごみ対策課 ☎029-232-9114

【用語説明】

※1 環境影響評価条例
環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、事業者が事業の実施に当たって、あらかじめその事業が環境に及ぼす影響について調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、住民や関係する自治体等の意見を聴きながら、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続きの仕組みです。

※2 準備書

事業者は、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行うとともに、この環境影響評価の結果をまとめた「準備書」を作成し、公表します。住民や知事などは、この準備書に対し環境保全の見地から意見を述べます。